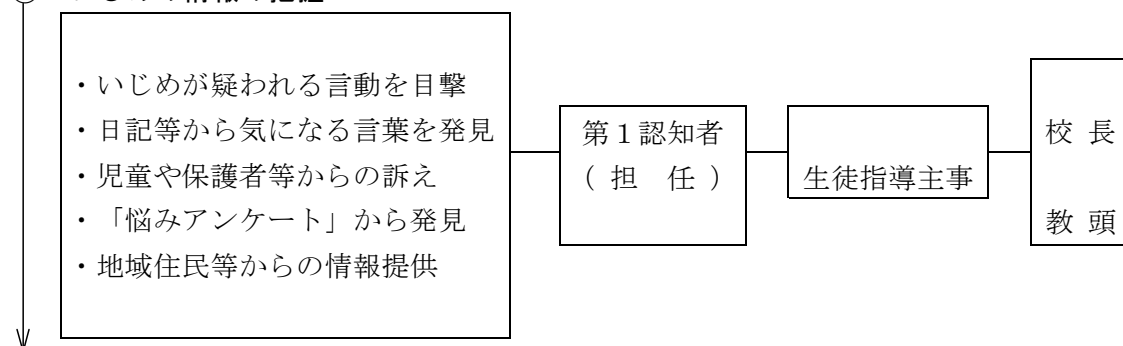


いじめを認知した場合及びいじめと思われる事案を認知した場合の対応マニュアル

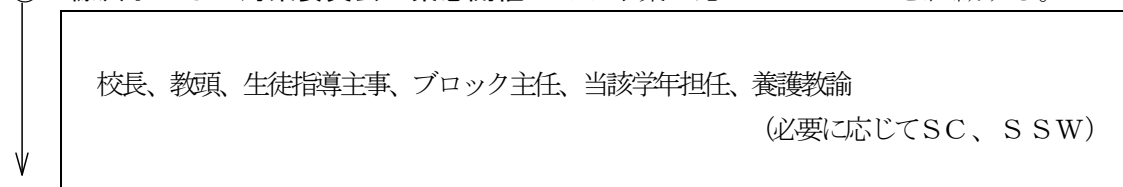
調査等をとおしていじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。さらに、観衆・傍観者がいる場合は、その指導についても適切に行う。

(1) 発見から組織的対応の展開

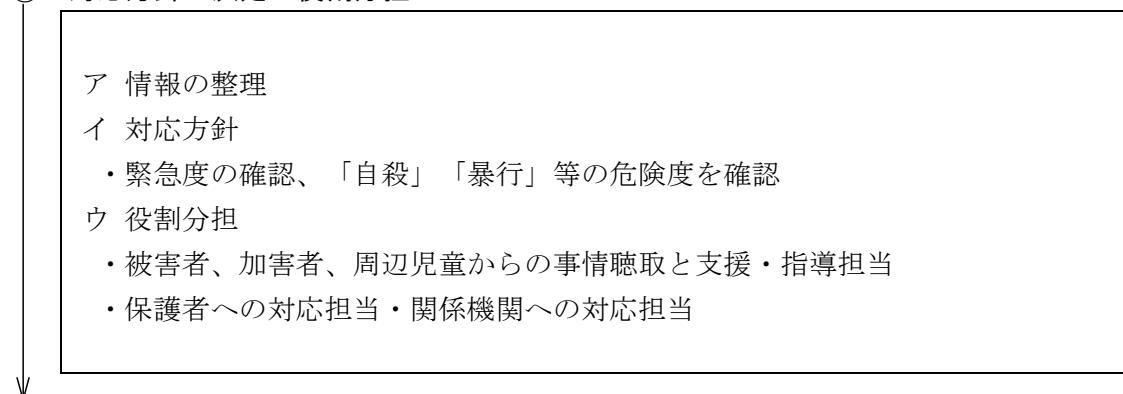
① いじめの情報の把握



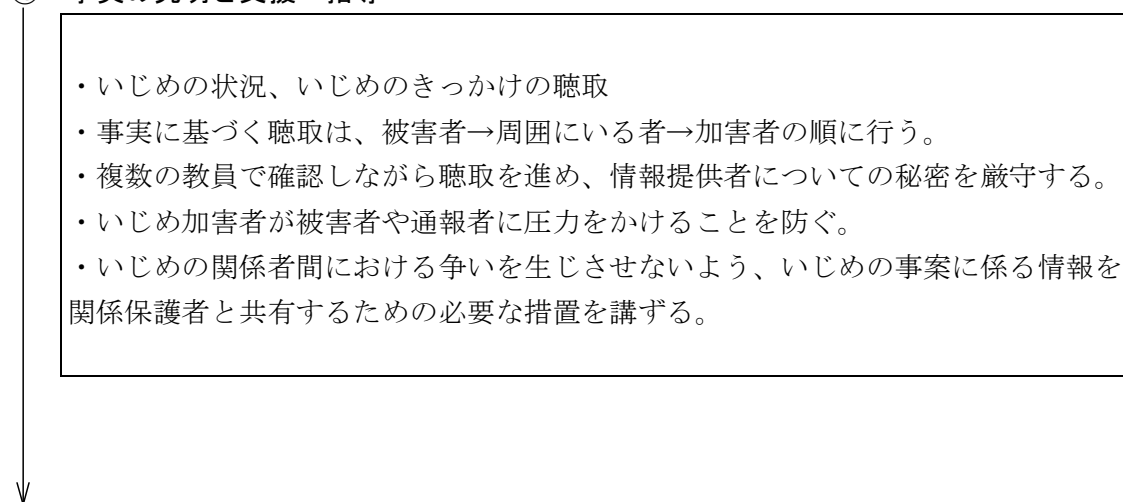
② 糠沢小いじめ対策委員会の緊急開催 ※ 事案に応じてメンバーを組織する。



③ 対応方針の決定・役割分担



④ 事実の究明と支援・指導





⑤ いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

ア いじめ被害者への対応

※ 心のケア（スクールカウンセラーの活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- 日記ノートとの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

イ いじめ加害者への指導・対応＜複数職員での対応・記録の保存＞

※ 被害者が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていく。

◎出席停止が想定される場合の児童・保護者への周知

出席停止制度について、その活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

ウ 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携（支援）

- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等により学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・ 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。

② いじめ加害者の保護者との連携（助言）

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) 関係機関との連携

① 警察への通報など関係機関との連携

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。